

名城法学

第75巻 第4号

論 説

イギリス不法行為法における遠隔性法理の新判例

— *Armstead v Royal & Sun Alliance Insurance Co Ltd*

[2024] UKSC 6 —

…………… 川 元 主 税 …… 1

取締役の法令遵守義務に係る責任の再検討 (3・完)

— 新たなビジネス創出を促進するための解釈 —

…………… 濱 村 実 子 …… 27

満洲事変とポーランド

— 集団安全保障政策と対日友好政策のはざままで —

…………… 矢 嶋 光 …… 182

翻 訳

アルベルト・ヘンゼル 著

「租税回避」概念をめぐる法理の体系

(Albert Hensel, Zur Dogmatik des Begriffs „Steuerumgehung”)

…………… 渡 邊 亙 ・ …… 57

石 山 皇 太 (訳)

法 学 会 記 事

名城大学法学会規約

名城大学法学会

2 0 2 6

前号目次(第75巻 第3号)

論 説

フィンランドの2025年統合法から学ぶ多文化共生と憲法的統合
..... 大橋典子 1

判例研究

再審無罪となった本人による
刑の執行等に係る保有個人情報の開示請求
大阪地裁令和7年4月17日判決
令和6年(行ウ)第114号
保有個人情報不開示決定処分取消請求事件
LEX/DB 25622464
..... 笹岡克比人 17

資 料

郭欽銘「道徳經の法思考についての検討」紹介
..... 松田恵美子 38

評 議 員 (五十音順)

編集委員	伊伊植	川藤	正博	樹路	編集委員	柳口	誠作
庶務委員	伊植	藤木	博亮	路吉	庶務委員	野川	史理
会計委員	植飯	屋北	亮	吉淳	庶務委員	川村	子久
編集委員	飯河	屋北	篤洋	淳子	会 長	野村	茜彦
	川北	原元	勝主	子介	庶務委員	野田	子太
	川金	元見	宏康	介美	庶務委員	田本	拓祐
	近笹	藤岡	克純	浩敦	監 査	崎袋	光武
	佐庄	藤村	比 勇	人惠	庶務委員	嶋澤	二航
	代高	田松	清淳	人嗣	庶務委員	沢岡	子弘
	滝仁	谷田	英 貴	也幸		岡下	互
	西 井	谷田		崇裕		本邊	

法学会記事

◇ 公法研究会（修士論文報告会）

会 場 10号館2階第一大会議室

日 時 2026年1月21日（水）13時00分より

報告者 糸数 隆弘氏（名城大学大学院法学研究科修士課程）

報告題目 「ギャンブル性所得における「営利を目的とする継続的
行為」の意義について」

報告者 竹山 魁氏（名城大学法学研究科修士課程）

報告題目 「学資金非課税の意義および範囲」

報告者 藤本 悠太氏（名城大学法学研究科修士課程）

報告題目 「法人税法22条の2の解釈についての一考察」
——「目的物の引渡し又は役務の提供の日」についての
検討を中心として——

報告者 増田 真子氏（名城大学法学研究科修士課程）

報告題目 「相続税と所得税の二重課税について」
所得税法9条1項17号の解釈・適用に関する判決の検討

◇ 法学会講演会

会 場 共通講義棟北 N-304 講義室

日 時 2025年5月14日（水）13時10分より

講 師 須崎 彰子氏（元国連職員）

講演題目 「13年間のシリア紛争が残した課題」

◇名城大学法学会規約

(名称)

第1条 本会は、名城大学法学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、名城大学法学部事務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の法学研究の向上をはかり、もってわが国法学研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達するために下記の事業を行う。

- 紀要「名城法学」・研究選書等の刊行
- 定例研究会の開催
- 学術講演会の開催
- 会員の研究の充実及び勉学の向上に必要な事業
- その他必要な事業

(会員)

第5条

- ① 本会は、普通会员、賛助会員により組織される。
- ② 本学法学部専任教員（法律学・政治学・経済学担当）及び本学法学部・法学研究科学生を普通会员とする。
- ③ 普通会员は、別表の定めるところにより、会費を納めるものとする。
- ④ 次に掲げる者で別表の定める会費を納めた者を賛助会員とする。
 1. 本学法学部特任・契約教員（法律学・政治学担当）
 2. 本学法学部卒業生・法学研究科修了生
 3. 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経た者

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- 会 長 1人
- 理 事 若干人

監 事 若干人

(役員を選任及び任期)

第7条

- ① 会長は、法学部長をもって充てる。
- ② 役員は、評議員の中から会長が指名し、評議員会の承認を得る。
- ③ 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条

- ① 会長は、会務を統括し、会議の議長となり本会を代表する。
- ② 会長及び理事ならびに監事は理事会を組織する。
- ③ 理事には、編集、会計及び庶務の担当を設ける。
- ④ 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(評議員会)

第9条

- ① 評議員会は、毎年1回以上開く。
- ② 評議員は、教員の普通会員をもって充て、評議員会を組織し、本会の最高の意思を決する。

(議決)

第10条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席評議員の過半数をもって決する。

(議事)

第11条 評議員会は、次の事項を議決する。

- 予算、決算に関する事項
- 事業計画に関する事項
- 規約改正に関する事項
- その他、理事会が必要と認める事項

(事務処理)

第12条 本会の事務は、法学部事務室で行う。

(規約の改正)

第13条 本規約を改正するには、評議員会において出席評議員の3分の2

法学会規約

以上の賛成を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(内規)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、内規でこれを定める。

別 表(第6条関係)

会員の種類	入会金	会費(年額)
普通会員(教員)	5,000円	10,000円
普通会員(学生)	5,000円	7,000円
賛助会員	5,000円	10,000円

附 則

この規約は昭和25年6月25日から施行する。

附 則

この規約は平成2年4月26日から施行する。

附 則

- ① この規約は平成11年3月11日から施行する。
- ② 教員の年会費は平成11年度より学生会員の入会金及び年会費は平成12年度から実施する。

附 則

この規約は平成15年4月24日から施行する。

附 則

この規約は平成23年11月10日から施行する。

附 則

この規約は令和4年5月26日から施行する。

附 則

この規約は令和5年4月1日から施行する。

附 則

令和4年改正前5条2号の定めにより名誉会員となった者の資格に関しては、なお従前の通りとする。

執筆者 (掲載順)

川元主税 名城大学法学部教授
濱村実子 名城大学法学部准教授
渡邊 互 名城大学法学部教授
石山皇太 名城大学法学部特任助手
矢嶋 光 名城大学法学部准教授

名城法学 第75巻 第4号

令和8年3月13日印刷

令和8年3月25日発行

〒468-8502

名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地

編集兼 名城大学法学会
発行者 代表者 前田智彦

〒466-0025

名古屋市昭和区下槌町2-22

印刷所 株式会社 一誠社

MEIJO HOGAKU

MEIJO LAW REVIEW

Vol. 75 No. 4 2026

Articles

- Remoteness of Damage and Consequential Contractual Liabilities:
Armstead v Royal & Sun Alliance Insurance Co Ltd
..... Chikara KAWAMOTO 1
- The Study of Duty of Obedience on Directors' (3)
— To Promote Innovations
..... Miko HAMAMURA 27
- Poland and the Manchurian Crisis of 1931-1933:
The Dilemma between Collective Security Policy
and Cooperative Policy toward Japan
..... Akira YAJIMA 182

Translation

- Albert Hensel, Zur Dogmatik des Begriffs „Steuerumgehung“
..... Wataru WATANABE 57
Kota ISHIYAMA

Report of the Association

Published Quarterly by
The Meijo University
Law Association